

特定毒物所有品目及び数量届

事 項	1 毒物劇物販売業者が廃止の届出をしたとき 2 毒物劇物販売業者が登録の取消を受けたとき 3 特定毒物使用者でなくなったとき		
根拠法令等	法第21条第1項（登録が失効した場合等の措置） 規則第17条（登録が失効した場合等の届出）		
提出書類	特定毒物所有品目及び数量届書 【別記第17号様式】		
提 出 先	薬務課	提出部数	1 部
受理機関	知事（薬務課）		
手 数 料	不要		

<留意事項>

1 趣旨

特定毒物を適法に取扱える毒物劇物販売業者が、廃止の届出をした場合等の際に所有する特定毒物の処理を円滑にするため、届出をしなければならないこととなった日（営業を廃止し、登録を取り消され、特定毒物所有者でなくなった日）から起算して50日以内に限り、その譲渡所持等に特例を認めることとされたものである。

2 提出の期限

営業を廃止し、登録を取り消され、特定毒物使用者でなくなったときは15日以内に現に所有する品名及び数量を届出なければならない。

3 記載上の注意

- (1) 登録の失効等の年月日欄には、廃止のときはその年月日、登録が失効したときはその年月日を記載させること。
- (2) 特定毒物の品目及び数量欄には、廃止又は登録の失効時に所有している品目、数量を記載させること。
記入しきれないときは、別紙のとおりと記載し、別紙に記入させること。
- (3) 特定毒物使用者が使用をやめたときに提出するときは、届書の「登録」を「指定」に書換えること。

特定毒物所有品目及び数量届書

登録（許可）の 失効等の年月日	
登録（許可）の 失効等の事由	
特定毒物の 品目及び数量	

上記により、特定毒物所有品目及び数量の届出をします。

平成 年 月 日

住 所
（法人にあっては、主
たる事務所の所在地）

氏 名
（法人にあっては、名
称及び代表者の氏名）

印

TEL （ ） ー

奈良県知事 殿